

2021 京都  
国民春闘共闘  
春闘討論集会  
12月6日(日)  
13:30~  
此ノ堀川.

# アドバイス

**労働相談ホットライン**  
0120-378-060

秘密厳守  
相談無料

第191号  
2020年11月2日(月)  
発行責任者 稲村  
編集責任者 森下  
連絡先 075-811-6770



「休業手当・休業支  
援金」は企業と雇用  
関係がないと利用で  
きない。「縦続化給付  
金」の申請は、昨年の  
青色申告書等の書類  
があり、昨年の収入  
の証明ができれば  
と、申請は困難。

### アドバイス

★相談事例①：★  
(男性・30歳代・  
イベント会場の要  
員・アルバイト)  
保障は何もないのか

この半年、イベン  
トのたびに声を掛け  
られ「日雇い」で働い  
てきた。継続しての  
雇用関係はない。日  
給制。社会保険には  
未加入。所得税は源  
泉徴収されている。  
コロナの関係でイベ  
ントが10月以降開  
催されないで失業  
状態。  
労働者として「休  
業手当・休業支援金」  
の制度を利用できる  
か？  
だめなら個人事業  
主として「縦続化給  
付金」の申請ができ  
るか？

### 10月の相談活動の特徴(新規)

センター発足以来の相談件数は1万8千541件になりました。(10月末日現在)

項目	件数	当月比率
面談	4	19.0%
電話・メール	17	81.0%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	0	0.0%
<b>合計</b>	<b>21</b>	<b>100%</b>
項目	件数	当月比率
解雇	3	14.3%
退職強要・勸奨	0	0.0%
賃金・残業代未払い	1	4.8%
労働契約違反	1	4.8%
社会・雇用保険	4	19.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	0	0.0%
労働時間・休暇	0	0.0%
パワハラ・セクハラ問題	2	9.5%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	0	0.0%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	0	0.0%
その他	10	47.6%
不明	0	0%
<b>合計</b>	<b>21</b>	<b>100%</b>

項目	件数	当月比率
男性	11	52.4%
女性	10	47.6%
不明	0	0%
<b>合計</b>	<b>21</b>	<b>100%</b>

組織拡大  
自交総連1名

★相談事例②：★  
(男性・50歳代・  
正社員・スーパ―)  
見切り品を食べたが  
懲戒解雇に  
されたくない

スーパー37年勤  
務。見切り品を無断  
で食べってしまった。  
懲戒処分を受けざる  
を得ない。  
現在処分決定まで  
自宅待機を命じられ  
ている。  
着服は三回・定価  
ペーパ―で計600  
円。  
面談で事実関係を  
認め、調書を取られ  
た。  
会社からの連絡が  
ないまま、自宅待機  
して1月が経過し  
た。  
①このような不正事

案での懲戒処分の重  
さは？(懲戒解雇等)  
うか？(懲戒解雇等)  
減給・出勤停止など  
にならないのか？  
②自宅待機が長い  
で処分内容が重い  
の？  
③自宅待機期間は最  
長何日ですか？何日  
でもいいのですか？  
④懲戒解雇処分は不  
満ならどうすべきで  
すか？

アドバイス

①基本的には、就業  
規則の定めに従って  
決定されます。自宅  
待機の期間が就業規  
則に定めがあると思  
いますので、就業規  
則を確認してください  
②通常「事情聴取・事  
実関係の確認」→「過  
去の勤怠・処分歴を

### お前クビだ



確認→懲罰委員会  
を開催・弁明の機会  
を与える→懲戒の  
決定→不服なら、  
不服申請→懲罰委  
員会で再審議→懲  
戒決定→不服なら  
民事裁判で訴訟→な  
どの流れになると思  
います。  
③労働組合があると  
いうことですから、  
まず「労働組合の役  
員に相談」してくだ  
さい。

★相談事例③：★  
(男性・50歳代・  
正社員・印刷業)  
企業が倒産した

企業が倒産した。  
未払いの賃金と退  
職金の確保は弁護  
士に依頼した。弁護  
士からは「80%程  
度は確保できる」と  
の返事があった。  
しかし2カ月経  
過した現在それつ  
きり連絡がない。  
どうしたものか  
「弁護士に直接問  
い合わせてもよい  
か」？  
確保できるまで  
どの程度かかるの  
か？  
また、預金があつ  
たら生活保護は受  
けられないのか？

### アドバイス

未払い賃金と退  
職金を確保する期  
間は、ケースバイケ  
ース。依頼している  
弁護士に直接聞い  
てください。  
直接問い合わせ  
ても失礼に当たり  
ません。  
一定額の預金が  
あると生活保護は  
受けられません。



★相談事例④：★  
(男性・年齢不明・  
大学非常勤講師)  
解雇されるかも

大学でフランス  
語を教える非常勤  
講師。契約は1年ご  
と。  
教育方針をめぐ  
り、フランス語の部  
会長・学部長と意見  
がかみ合わない。こ  
ろがあるが、後日面談  
されるかもしれない。  
どんな対応をすべ  
きか？

★アドバイス  
今日までの経過・  
やり取りを時系列  
的に整理しておく  
べき。大学には組合  
があるので、具体的  
には組合に相談し  
てください。

**相談事例⑤：★**

(20歳代・男性・  
飲食店・アルバイト)

**休業補償を拒否！**

飲食店にアルバイトで2年ほど勤務してきた学生。月収は10万円前後。コロナで自宅待機。事業主は、休業補償をたたくに拒否。

**大企業に分類されるので、休業補償制度の対象外！**

仕方なく、「休業支援金」の申請をしようと思ったが、この飲食店が大企業に分類されてしまうので、適用されないことが分かった。どうしたらよいか？  
ちなみに、中小企業に分類される飲食店は「資本金5千万円以下または従業員50人以下」。

**アドバイス**

**それなりに一仕事が必要**

①企業の責任で休業した場合、賃金の60%を休業手当として支給する責務が企業に義務づけられている。そのことを会社に主張し、補償を求めろ。  
②拒否したら「労働基準局もしくは労働

委員会」に補償を求め、あつせん申請する。

③労働審判もしくは民事訴訟で提訴する。  
④労働組合に加入し要求する。

これらの解決方法がありますが、どれを選んでもそれなりに一仕事が必要で

**相談を受けた感想**

契約書・労働条件通知書がない。給与明細も2〜3カ月分しかない。シフト表しかり。身分が大学生。企業が居直ると大変です。



**相談事例⑥：★**

(30歳代・男性・  
運送業・正社員)

**自己都合退職日を繰り上げる**

「11月末で退職したい」と上司に申し出たら、翌日「退職日を繰り上げ、10月中旬にしてもらいたい」と言われた。受け入れられないといけな

のか？  
**アドバイス**

**その必要はない**

あなたが同意しない限り、退職日を繰り上げる必要はない。「10月中旬なら会社都合による退職(解雇)扱いとなるので、解雇予告手当の支給が発生する」と上司に説明してください。

11月末付の「退職届」を文書で作成し提出してください。コピーを取っておく。  
なお、退職する場合は、年休を全部取得できます。

**★相談事例⑦：★**

(男性・50歳代・  
公務員・正職員)

**組合を立ち上げたい**

職場の労働環境が良くない。メンタル問題で休職者が多い、その問題で退職者も増えている。休憩が取れない。勤務時間と役所の閉所時間と同じで、サービス残業も日常化している。

このままでは職場の体質が変わらないと思ひ、組合を作ろうと考えている。職場にはすでに労働組合があるが、日ごろの活動内容を見てみると、現業が中心で、事務職員の問題・課

題の取り組が弱いように感じている。職種別の組合をイメージしているが、今のところ他の職員に声をかけていない。

職場に二つの組合があることでどのような問題が起こるか？

**面談しアドバイス**

相談者が配置されている職場の組合の現状や活動内容と、公務員の労働組合について単産の担当者

が説明した。職場を良くしたいと思う気持ちがあるならば是非とも組合に加入し、共に奮闘しようとして訴えた。また、希望するなら配属されている職場の組合の役員と面談することも可能なので、検討することもある。一度検討してみろ」と相談者。



**権利**  
平等 雇用 団結 要求

**★京都**

**労働相談センター**

**第22回定期総会開催**

単産・運営委員：来賓の18名が参加して、10月22日(木)18時30分からラポール京都で開催されました。

来賓として、自由法曹団から毛利弁護士、京都総評から梶川議長が参加されました。

**新運営委員**

選出された20年度の新運営委員は次の通り。

- 運営委員長 香川 裕一 (再)
- 副運営委員長 京都医労連 柳生 剛志 (再)
- 事務局長 京都総評 吉岡 勝 (再)
- 運営委員 京都総評 中野 宏之 (新)
- 京都教組 佐々木 眞成 (新)
- 合同繊維 奥田 雅雄 (再)
- 全印総連 早田 武彦 (再)
- 建交労 新田 昌之 (再)
- 自治労連 北村 邦俊 (再)
- JMITU 山縣 哲也 (再)
- 全国一般 谷本 樹保 (新)
- 福祉保育労 矢野 芳彦 (再)

京都国公(全労働) 常勤相談員 所長 稲村 守 (再)

元京都総評事務局 事務局長・相談員 森下 宇太郎 (再)

元化学一般 非常勤相談員 西浦 哲 (再)

元福祉保育労

**トピックス**

**最高裁判決**

**待遇格差訴訟**

○：不合理  
×：不合理でない

日本郵便契約社員 扶養手当 (○)

年末年始勤務手当 (○)

夏季・冬季休暇 (○)

日給 (○)

有給の病気休暇 (○)

大学アルバイト職員 一時金 (×)

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

**9条改憲NO！改憲発議に反対する**

**全国緊急署名をすすめよう！**